

第四十三回
国会

参議院社会労働委員会会議録第二十三号

昭和三十八年六月十三日(木曜日)

午前十時五十二分開会

委員の異動

六月十三日

辞任

村尾 重雄君

補欠選任

田上 松衛君

出席者は左の通り。

委員長

加瀬 完君

理事

高野 一夫君

徳永 正利君

阿具根 登君

藤田 藤太郎君

委員

加藤 武徳君

鹿島 俊雄君

亀井 光君

紅露 みつ君

竹中 恒夫君

丸茂 重貞君

山本 杉君

横山 フク君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

林 焔君

田上 松衛君

国務大臣

厚生大臣 西村 英一君

労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察庁保安局長 大津 英男君

厚生政務次官 渡海元三郎君

厚生大臣官房長 熊崎 正夫君

第七部

社会労働委員会会議録第二十三号 昭和三十八年六月十三日【参議院】

厚生省業務局長 牛丸 義留君
労働省労働基準局長事務代理 大野雄二郎君
事務局側
常任委員 増本 甲吉君
会専門員 桂 正昭君
法務省刑事局長 丸山 幸一君
青少年課長 井上 文治君
大蔵省関税局監視課長 井上 文治君
海上保安庁警備救難部参事官 井上 文治君

説明員

法務省刑事局長 丸山 幸一君

青少年課長 井上 文治君

大蔵省関税局監視課長 井上 文治君

海上保安庁警備救難部参事官 井上 文治君

本日の会議に付した案件

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働災害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加瀬完君) ただいまより開会いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。大橋国務大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において制定されて以来、数回の改正によりその内容を整備充実し、今日に至るまでわが国における雇用失業

対策の重要な柱の一つとして、よくその機能を發揮してきたところであります。

近年、わが国の雇用失業情勢は、経済の高度成長に伴い全般的に著しい改善を示しておりますが、なお、石炭鉱業、金属鉱業等の一部の産業からは、相当数の離職者が発生しつつあり、また、中高年令の失業者等はその再就職が依然として困難な事情にあります。

したがって、これらの者を含めた失業者の生活の安定をはかり、その再就職を促進するための諸施策は、さらに一段と強化されなければならない現状にあります。

また、昨年八月、社会保障制度審議会から社会保障制度の総合調整に関する基本方針について内閣総理大臣あてに行なわれました答申及び勧告には、社会保障制度を一そう充実強化すべきことが要望されているところであります。

さらに、失業保険財政の問題につきましましては、さきの第三十四回国会において可決されました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律の附則において、国庫負担の割合、保険料率等について昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討の上、昭和三十八年三月三十一日まで所要の改正を行なうべきこととされております。

このような事情にかんがみ、政府といたしましては、ここに、給付の改善及び失業保険受給者に対する就職促進

に関する措置の充実をはかることを主とした失業保険法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

第一に、一般失業保険の給付の改善についてであります。まず、失業保険金の最高日額を最近における賃金の上昇傾向等を考慮の上、現行の七百円から八百六十円に引き上げることとし、また、最低日額につきましても、告示の改正により現行の百二十円を百八十円に引き上げることとするほか、新たに、扶養親族を有する受給資格者について、配偶者及び子の数に応じて扶養加算を行なう制度を設けることとし、給付内容を改善することとしたしました。

次に、同一事業主に継続して雇用された期間の長短に応じて給付日数を定める現行制度につきましましては、今回これを改めることとしたしました。すなわち、失業保険に関する事務処理体制を大中に機械化する方針の下に、これが整備を待って、昭和四十年年度からは、異なる事業主に雇用された場合に、被保険者として雇用された期間を一定の方法により合算し、その期間の長短に応じて給付日数を定めることとし、制度の合理化をはかることとしたしました。

次に、現在受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受ける場合に行なっている給付日数の延長措置を、法令の規定に基づく訓練、講習

についても行なうこととするのと同時に、新たに、転職訓練期間中は技能習得手当及び寄宿手当を支給することとし、受給資格者が進んで転職訓練を受け得る条件を整え、その再就職促進に資することとした次第であります。

さらに、失業中に疾病にかかり、または負傷した受給資格者に対しては、新たに、失業保険金相当額の傷病給付金を、所定給付日数を限度として支給することとし、これら失業者の労働能力の回復保全に資することとしたしました。

第二に、一般失業保険の保険料率の改訂方法についてであります。現行制度におきましては、短期間の給付予想額によって、緊急に保険料率を引き上げ得ることとしておりますが、最近における失業保険財政の状況に照らし、また、失業保険制度においては、好況期に生ずる剰余をもつて不況期に増大する給付を保険料率を引き上げずにまかなうよう、その財政を運用することが適切であるとの観点に立ちまして、今回これを改めることとしたしました。

すなわち、積立金の適正規模を定め、この規模を積立金が上回り、または下回るに至ったときには、一定の範囲内で、保険料率を弾力的に上下させる措置をとり得ることとしたしております。

第三に、日雇失業保険についてであります。まず、国庫負担率につきましましては、昭和三十五年度以降三分の一の

国庫負担を行なつても、なお相当額の赤字が生じている収支の状況にかんがみ、現行の原則四分の一の国庫負担率を原則三分の一に引き上げることとしたしました。

次に、現行の継続三日、通算五日の待期制度は、月の前半には失業しても保険給付が行なわれない場合が多い等の問題点がありますので、これを改め、各週最初の不就労日については失業保険金を支給しないこととし、制度の改善をはかったところでありました。

また、公共事業等に就労する日雇労働者の場合に見られるように、予算年度の切替期、積雪期等年間一定の時期に三カ月ないし四カ月にわたつて、就労機会が少なくなる者に対して、その期間失業保険金の支給を受けることができるようにするため、新たに、日雇失業保険の給付の特例制度を設けることとしたしました。

第四に、失業者多発地域で給付延長措置の適用を受けている受給資格者が、労働力需要地域へ移転して求職活動を行なう場合にも、給付延長措置の適用を受けられることとしたこと、就職促進措置の拡充に伴い給付制限事由を整備したこと等所要の整備をいたしております。以上のほか、本改正案の附則におきまして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正し、激甚災害による事業の休止に伴い被保険者が休業した場合、その休業を失業とみなして失業保険金を支給する措置を決定できることとするともに、その他関係法律の条文につき所要の整備をいたしております。

以上、簡単でございましたが、この

法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(加瀬完吉) 本日は、提案理由の聴取のみにとどめます。

○委員長(加瀬完吉) 次に、労働災害の防止に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○柳岡秋夫君 本日は労働大臣もお見えになっておりますので、基本的な問題からお聞きしていきたいと思つて、まず、この法律を制定した目的につきましても、最近、産業の近代化あるいは高度成長政策の進行、こういうことで、政府の統計等を見ましても、この労働災害の件数が漸増しておりますわけですね。そこで、もちろんこの労働災害の防止につきましては、官民一体と申しますか、それぞれ十分な対策を立てていかなければならぬということとはわかるわけですが、しかし、私どもが、この法律の内容を詳細に検討して参りますと、この法律は、どちらかと申しますと政府の監督行政、これをこの法律で作られる団体に肩がわりさせる、いわゆる政府が当然やらなければならないような任務、責任というものをこの団体に転嫁するものではないか、という疑問が多分に持たれます。

詳細につきましてはまた一条一条によつて見解を申し上げていきたいと思つておりますけれども、事業主の意識的なサボタージュによつて、むしろ労働災害

が増大をする、そういう危険も一面には持つておるのではないかというふうな思ふわけがございます。私は、むしろ今の労働基準法なりあるいは安全衛生規則あるいは災害補償法、こういうものを充実、改正をして、そうして監督行政を強化する、事業主に厳格に守らせる、こういうことのほうが、労働災害の防止には当面大事ではないか、こういうふうな思ふのでございますけれども、この法律を制定した趣旨について、もう一度労働大臣からお伺いをしたいと思つておられます。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府の労働基準についての監督行政は、御承知のとおり、近年におきまして経済の著しい発展に伴い、基準法適用の事業場が非常に勢いで増加の趨勢にございます。これに対する工場監督、すなわち基準監督官の定数というものは、それに応じて増加いたしております。このために現実面におきまして基準行政の監督上、若干の不足を感じられておりますことは、これは事実でございます。

しかしながら基準監督ということとは、これはどこまでも政府の責任において実施すべきものでございまして、これを民間団体に肩がわりするということとは、労働行政の本旨に反するのでございまして、政府といたしまして、さような考えは毛頭ないわけではございません。ただ、しかし基準監督と申しましても、御承知のように技術の革新、その他工場設備あるいは作業の態様というものが日進月歩でございまして、これに對しましては、安全を確保し、あるいは衛生を確保するため手段というものも、これに應じて考

えていかなければならぬものであります。なかなか、政府といたしましては、できるだけこれらの新しい環境に適合するような基準を作りたいと思つて努力はいたしておりますが、御承知のように技術革新のテンポはすこぶる早いので、この方面におきましては、やはり安全維持の責任の一端を、当然社会的に分担をしなければならぬ。事業者及び労働者の諸君にも、これらの新しい分野における災害予防施設ということに、全面的に御協力をいただくかなければ、安全の目的を達しがたい面があると考えられるわけでございます。

そこでこの法律におきましては、政府として災害防止計画を樹立する、この計画にあわせまして、事業主の団体による自主的な活動を促進する措置を講ずることとしたしておりますのでございますが、これはあくまでも事業主の自主的な活動でございまして、監督行政の肩がわりを民間団体にやらせるという考えではございません。これはあくまでも監督行政については、政府の責任で行なつていく。政府といたしましては、現在の手不足につきましては、できるだけすみやかに人員の充実をはかり、監督の完璧を期するようにいたしたい。しかし、その政府の監督だけでは災害防止の目的は達成できない実情でございまして、この面において、当然事業主及び労働者の自主的な活動が必要であるから、この面を今後助成して参りたい、こういう趣旨で立案をいたした次第でございます。

○柳岡秋夫君 今労働大臣も率直に、今の基準監督官の数から、あるいはその他の監督行政の体制の面に、十分現在の産業の発展に、即応した、そういう

体制がとられておらない、こういうことを言われました。

そこで私は、今度こういう自主的な活動をするといつても、労働省として、それでは三十八年度、どういう、民間とは切り離してこの労働災害防止のために、監督行政の体制として、どういう予算的な措置あるいは監督官の増員の問題、あるいはまたその他の機動力の問題、こういう点について前進をはかるうとしておられますかどうか、私の点を……。

○国務大臣(大橋武夫君) 三十九年度の予算についての労働省の方針というものは、まだ現在三十八年度の予算に伴う法案が国会で御審議をいただいておりますような状況でございまして、労働省といたしましては、その法案の御審議について努力をいたしておる段階でございまして、来年度の予算の方針をまだ省内で準備をする段階に至っておりません。したがって、明確な具体的なお答えをいたすことは困難でございまして、先ほど申し上げましたような実情にございまして、また、災害の防止、また労働管理の指導その他労働行政は、今後非常に重要性を認めざるを得ない段階でございまして、私どもは工場監督制度の充実ということを来年度の労働行政の重点施策として取り上げなければならぬまい、かような気持を持っておる次第でございまして。

○柳岡秋夫君 私は、これは労働省としても相当な監督行政の体制というものを確立していかないと、この法律ができることによつて、今まで個別的に監督行政をしてきた労働省が、今度は個別的なそういう監督行政から、この

団体に対する集約的な監督行政、こういうところに移っていく危険性が十分あるのではないか、こういうふうな思ふのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 現在の手不足の状況が、この上とも続いて参るといふことになりまして、おのずからやすきにつくといひますか、あるいは何とかその場を糊塗していくと申しますか、そういうことの結果、自然に御指摘のような弊害に陥りやすいと存じます。これに對しましては十分監視をいたしますと同時に、監督行政の強化拡充のために、急速に措置をとることによつて、さような心配をなくしていきたい、かように存する次第でございます。

○柳岡秋夫君 この集団監督行政に陥る危険性があるという面につきまして、なお条文の中で、見解をただして参りたいと思つております。

この防止団体に対する補助金の関係でございますが、おそらく労働災害防止のための予算というものは三十八年度予算三億八千万円、しかも防止団体にはわずかに一億五千万円の補助金である。これだけの資金といひますか、費用をもつて、労働省が考へておられるような効果、成果を期待できるとお考へになつておりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) これは新しい制度のまず最初のスタートでございます、今後、もっともつと力を入れなければならぬと思つております。

○柳岡秋夫君 先般も局長のほうに、ちよつとお伺ひをしたことですが、この労働災害の発生原因ですね、これにつきまして、私どもとしては、やはり現在の労働者の低賃金、あるいは労働

強化、特に労働災害が中小企業、零細企業に非常に多いということから考へても、大企業と比較をした低賃金あるいは長時間労働、こういうものが、私は労働災害の発生大きな要因になつておるのではないかと、こういうふうな思ふのです。したがつてこの労働条件全般の向上といふものを考へていかなければ、やはり根本的な労働災害の防止もはかれない、こういうふうな思つております。この点、労働省として、どういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 安全のためには施設の改良も必要でございますが、しかし、いかに施設を改良いたしましても、その現場で行動する労働者の適応性が欠けておりましたら、災害の防止の効果が上がらないと思つてございします。そしてその労働者の災害防止についての適応性を築き上げる根本は、労働条件、すなわち労働者が心身ともに健全な状態で常に労働に對処する、こういう条件を維持していかなくてはならない、こう考へて参ります。

と、お説のとおり労働条件の維持向上は明らかに災害防止上必要なる、また欠くべからざる点であると思つてございします。かような意味におきまして、労働省といたしまして、長時間労働のできるだけすみやかなる短縮、また不当なる低賃金を排除するための最低賃金法の運用の強化充実、こういうことを早急に進めたいと思つております。

○柳岡秋夫君 そこで、先般も中央労働基準審議会の運営状況あるいは今までの審議会で討議をされ、また労働省等に建議をされた内容についてお伺ひしたのでございしますが、当然私は最近の

雇用の近代化、産業の近代化に伴うこの労働基準全般の労働条件向上の方針に沿つた労働基準法の改正なり、あるいは労働災害防止のための労働基準法の改正、こういうものを私は検討していく段階ではないかと、こういうふうな思ふのですが、先般の委員会における御答弁では、中央労働基準審議会では、そういうことはやっておらない、こういうふうにお聞きしております。労働大臣として、現在の労働基準法の抜本的な改正あるいは労働災害防止のために関係法令の改正をする、そういう意思があるかどうか、お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(大橋武夫君) 労働基準の問題は、人道上あるいは保安上、また労働者の衛生上あるいは災害防止上、このういつた点で、いろいろ問題があるのでございまして、これらの点につきましましては、労働省といたしましては、産業経済界の進展に對して、常に災害防止の目的を達成するよう不斷に研究を続けなければならぬと思つてございします。ことに今回の法案におきましては、長期あるいは年々の労働災害防止計画を政府としては確立することにいたしております。その計画の立案並びに実施を通じて、今後とも労働基準の改善に努力をし、要すれば法案の改正ということにも当然進むべきものと考へております。

○柳岡秋夫君 その労働災害が中小企業、零細企業、特に百人未満の事業所において非常に多い、こういう点が監督行政の中で把握をされ、そうして事業主に對しても、それ相當の措置をするような注意なりあるいは監督をして、こういう御答弁があつたわけござい

ますが、しかし一般の基準法に示された労働条件すら、百人未満の事業所においては、なかなか守られておらない。ましてやこういう労働の安全衛生という面については、なかなか手が回らないというのが事業所の実態ではなからうかと思つたのですが、そういう百人未満の零細企業に對する、特に安全衛生に限つてだけつこうでございしますけれども、もっと政府として思いやりのある対策といふものを立ててやらなくちゃいけない。問題は、やはり設備をしよう、あるいは安全な機械を入れよう、こういうものも、資金的な裏づけといふものがなければ、なかなか思ふようにいかないのじゃないかと思つたのです。こういう点について、三十六年でしたか去年からですか、何か十億の特別融資をきめた、こういうふうなことをいって参りますけれども、わずか十億ぐらいの金で、この適用事業所が百七十二万三千六百七十八もある、しかもその約九〇%が中小企業であるといふことを考へますと、非常にわずかな資金的措置ではないか、こういうふうな思ふわけですが。しかもこれは今後、今のところはこの増額については考へておらない、こういうふうなお話でございしましたけれども、労働大臣としてそういう百人未満、特に零細企業に對する資金的措置をどういふふうにはお考へになつておりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、中小企業における安全のための融資につきまして、御指摘のような措置をとつておるのでございします。従来のやり方が、あるいはうまくいかなないか、あるいは指導の方法がまだ研究不足でありますのか、現在まで、ま

たこの原資は使い切つておらないような状況でございしますが、今後、この労働災害防止に関する法律案に伴ひまして、年々の災害防止の計画を樹立し、またことに事業主の団体による自主的な活動を促進する等の措置を講じますので、安全の問題についての一般の理解を深めることができるわけでございます。また、特に基準監督等の行政機関並びに各安全団体等の官民の機関、こういうものを通じて、大いに安全の必要性を強調することによりまして、事業主の一方の安全についての自覚、したがつて設備の改良についての熱意を高揚いたして参りたいと思ひます。さうになりますならば、これに對する資金需要も増大いたすのでございします。労働省といたしましては、事柄の性質上、最優先的に取り扱つていくべきものであると思ひますので、今後とも資金の必要額を常に満たし得るよう努力をいたす考へてございします。

○柳岡秋夫君 そうしますと、この十億の融資につきましては、本年切れるわけですね、一応です。それから、それをさらに増額する方向をもつて検討すると、こういうことで確認してよろしうございしますか。

○国務大臣(大橋武夫君) そのとおりでございます。

○柳岡秋夫君 次に、労働災害の防止につきましては、私はやはり事業主が、当然その責任を負ふべきことはもちろんでございしますが、やはりその当該職場に働く労働者の協力がなければ完全な災害防止もできない、こういうふうな思ふのですが、この法律案を見てみますと、労働者の協力という点に非常に

消極的な面があるわけですが。たとえば労働基準法の中で、就業規則等の作成、変更、そういう場合には労働者を代表する者の意見を付して届け出ること、こういう一歩進んだ面があるのですが、この法律の中には、そういう面が書いておられない。ただ労働者の意見を聞く、こういうだけです。

これは、労働基準法に示されているいろいろな規定を最低として、この法律なり、これからの防止規程というものは作っていくのだ、こういうふうに言われていきますけれども、私は労働基準法よりも、一段下がった内容のもではないか、こういうふうに思うのですが、この労働者の協力態勢について、もつと前進をさせる考えはございませんか。

○国務大臣(大橋武夫君) 就業規則につきましては、何分百万以上の事業所の問題でございますので、手続等を簡素化する必要があり、しかも労働者の意見が確実に反映しておるといことを行政手続の上において明らかにする必要もありまして、書面上の手続を詳細に規定いたしてあるわけでありまして。しかしながら今回のこの事業主の団体におきましては団体の数も中央団体でございますので、労働省といいたしましては、これらの団体において、いかなる手続によつて、いかなる内容の規則が制定されるか、これは常に留意いたしておるところでございますので、労働者の意見が正しく反映されておるかどうかということは、あえて書面の添付をいたさなくても、はっきりわかる事柄でございます。したがって、私どもはこの問題について、労働者の協力ということが全

面的に必要であるということ、就業規則の場合と変わらなく認識をいたしておるでございます。ただ、その手続は、必ずしもそれに準じなくとも、労働省としては、はっきりその労働者の意見を確認の上可否を決することができ。かように存じまして、特に規定をいたしてないわけでございます。

しかしそのことは、労働者の協力が必要であるということと否定するわけではございません。全く労働者の協力が必要であるということは承知をいたしておりますので、今後必要に応じてまして手続等によつて、要すれば、それをきききめるようにいたしたい。またききめる場合におきまして、省令等においてききめるということも考へ得るのでございまして皆様の御意向等もございまして、省令に規定をするという方法をとりたいたいと思ひます。

○柳岡秋夫君 省令できめると言いますが、この法律案の中には省令できめるといふのが非常に多いのです。私はやはり省令というものは、これはもう、われわれがその内容の審議に参加はできないということもありまして、しかも勝手に労働省が作れる。こういうものではないかと思ふのです。したがつて、私どもは信用しないわけではないのですけれども、非常にこの法律なり、あるいはわれわれの真に考えている労働災害防止の精神に反するやうな法の運用、運用というものが行なわれる危険性が私は十分今までの例を見ましてもあると思ふのです。したがつて、できるならば私はやはり、この中に明確に労働者の代表の意見を聞くにしようとするのか、具体的にどうなのかと

いうことを入れれば一番いいのじゃないかと思ふのです。

その点については、また後ほどお聞きしますけれども、もう一つ、一段と労働基準法よりも条件が悪いという一つの点としては、労働基準法に違反をした場合には罰則があるのです。ところが、この法律には防止規程に違反しても、罰則はないのです。そうしますと、事業主は何か労働基準法によると罰則があるから、そつちに、この防止規程のほうに肩がわりしてしまつて、責任をのがれる。こういう危険性が非常にあると思ふのです。しかも事業主が意識的に、その防止規程をサボつても罰則はない。自由にやれる。それに對して、労働者は何ら抗議をすることのできない。これは使用者と労働者の力関係ということに、また最終的にはなるかもしれないけれども、たとえ一事業所で防止規程に違反した。守つておらないことがやられていく。その労働者が抗議をする。そうすると、事業主は、いや、これはもうちゃんと就業規則ではなくて、労働基準法関係ではなくて、いわゆる団体の防止規程によつていふのだから、こう言ひのがれをしていく。そういう点から、私は防止規程を作つても、事業主が意識的にサボつていく。こういう危険性も十分に考えられるわけ。そういう点は一とつ、どういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(大橋武夫君) この安全についての事業主の責任というものは、労働基準法によりまして罰則で強制されるというものが、これが法的な規制としての原則でございます。しかしながら、先ほど来申し上げま

したごとく、時勢の進展によりまして、いろいろ産業設備の改良等がございますので、安全の問題も、常に日進月歩しなければならぬと思ふのでござい。そこで基準法に規定はしてないけれども、安全のための経験あるいは理論の上から考へて、防止上必要な措置を事業主が自主的にきめ、そしてこれを実行していく。そのうち重要な事柄は、これは防止規程の中に、業者団体の申し合せのものとしてきめられるわけです。それについては業者間の制裁はありますけれども、罰則はございません。しかし、これできめられたことは、業者といたしましては、それを共同責任として実現に努力すべきであつて、その努力を怠つた場合には、団体の内部の罰があるわけでございます。そういう団体の安部の罰という制裁によつて、この新しい安全の責任を進めていくのでござい。また、ある程度時期もたち、また、それに伴う各事業場等の設備等も完備いたしましたしては、もはやこの段階において、事業主のこの責任は基準法によつて強制しても差つかえない段階にきたと認める時期があると思ひます。

その場合においては、私は当然防止規程の内容は、今度は基準法上の責任として取り上げられる。そして基準法上の罰則によつて強制されるというものになるのではないかと。すなわち防止規程というものは、将来事柄によつては基準法に取り上げられるようなものになる。だんだん成長していく。その初期の過程がこの防止規程になるのではないかと、こういうふうに思ふのでござい。したがって、これは安全に関するいろいろな

問題は、やはり業者、労働者、行政官庁、こういうものの相互の協力によつて、初めて効果を上げ得るのでござい。ますから、そういう意味から申しましても、私は基準行政の発展のために、今回のごとき措置は前向きのものであると、こういうふうに考へておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 そこで先ほど私は、一つの懸念として、この団体が作られることによつて、監督行政が個別監督から集団監督に移る危険性はないかというのを申し上げましたけれども、この防止規程に違反をした場合、当然個別監督の強化によつて、労働基準法違反ということで、事業主に対する注意、監督をすることは当然あるべきだと思ふのですけれども、そういうことは当然だとも思ふのですけれども、どうも先ほど申し上げましたように、何かこの個別監督行政がおろそかにされて、ただ、防止団体に対する監督行政のみに陥るということになつて参りますと、今言つた罰則の問題について、労働省としては事業主に対して厳格な態度がとれない、こういう危険性を私は感ずるわけです。そういう点はございませんか。

○国務大臣(大橋武夫君) 御懸念のお気持はよくわかりますが、基準行政の監督というものは、あくまでも、これは基準法の範囲内に属することでございます。しこうして、この基準法の要求する監督というものは、どこまでも基準監督官に属しておるわけでございます。で、この範囲内においては、この災害防止団体は何ら関係する余地はございません。ただ、そういう基準を守るように業者がお互いに自制

をし合うという程度でございまして、法的には、何らかの団体は基準監督そのものにはタッチしないのであります。

すなわち、安全衛生規則の基準すら守られていない現実の中で、それ以上の高度のもの規定が作られるかどうかということとです。

したがって、この防止規程の目標といたしましては、基準法では、そこまで事業主に要求しておられない、しかし産業労働界の実情からいって、災害の防止の完璧を期するためには、基準法では要求されていないが、事業主に対しては、ここまで注意、あるいは努力をしてほしいという法律以上の事柄について、防止規程というものが定めをいたすわけでござい

ます。したがって、その防止規程の範囲につきましては、基準行政外のこととさせていただきます。これは基準監督官の仕事の範囲ではございません。しかし先ほど申し上げましたごとく、防止規程の中でも、だんだん時勢の進展に伴いまして、これは全国的に基準法の中に取り上げて、基準法上の事柄として全事業者に対して責任を持たせるべきものだというものになった場合には、その事柄は、これは基準法の中の規定に取り上げられて、したがって防止規程で今まで定めておったことを、今度は基準法の規定としてやっていくというふうに、だんだん基準法の内容が進歩整備されていくべきものだと。その場合には、当然その事柄は、今度は基準監督の個別監督の対象となる、こういうふうな考えでおります。

○柳岡秋夫君　まあ何か聞いておきますと、防止規程というのは、この労働基準法、あるいは安全衛生規則、そういうものより一段上の高いレベルの規定が作られるような感じを受けるのです。しかし、現実労働基準法の基準

以上、安全衛生規則の基準すら守られていない現実の中で、それ以上の高度のもの規定が作られるかどうかということとです。

この防止規程を作るときに、労働大臣は、防止規程の内容が法令に違反せずと、こういうふうになっておりますが、ね、だから、労働基準法以下というものは私もあり得ないと思う。しかし、それよりも上の規定が、この団体に

よって作られるというふうには思わない。最低でも基準法ぐらいの規定が作られて、そして今度は一方では罰則があつたけれども、今度は罰則がないから、さらに事業主は意識的にサボタージュをしていくという危険性が感じられる。これに対して労働省は、今までのような個別的な監督行政がそろかにされて、防止団体に対する集団監督行政になりまして、防止規程の内容は、法令に違反せずということになって認可しておりますから問題ではないということ、集団監督行政もおそろかにされる、こういう危険性を私は非常に感ずるわけです。ですから私は、やっぱり監督行政は監督行政として、その態勢を強化をして、そしてそういう個別的な事業主の違反に対しては、これは徹底的なやはり注意なり監督をしていく、こういうことがあわせてやられていかなければ片手落ちになる、こういうふうな思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(大橋武夫君)　その点は、全く同感でございまして、私も、この労働災害防止計画の樹立に際しましては、基準法違反については、従来以上の厳重態度をもって臨んで、そ

うして少なくとも労働基準法の要求する最低基準は行政庁の責任で確保する、それよりもさらに高度の問題について、これらの団体の活動をお願いしていく、こういうふうなやり方だと思ひます。

○柳岡秋夫君　この法律が、労働省の説明によりますと、あくまでも労働災害の防止に對しての基準監督行政の一つの補完的な法律なんだ、法律というよりも団体が補完的な仕事をしてくるんだ、こういうことなんですね。ところが、どうも内容を検討してみますと、補完的というよりも、当初私が申しましたように、労働省として当然やらなければならぬ仕事を肩がわりさせているという点があるわけです。

それはたとえば中央協会、さらにまた、防止協会に安全管理士、衛生管理士、こういうものを置く。それが事業主なり事業家に対しての技術の指導、援助をしていく、こういうことになっているのです。私は今、全国の各職場に、それぞれ安全管理士、衛生管理士というものがたくさんございます。しかも先ほどから申しましたように、最近の技術の進歩、革新によって、さらにこの安全、衛生に対する知識、学識というものは、さらに高められていかなくちやならぬ。したがって、当然そういう点については、まず労働省がこの安全管理士、衛生管理士に対する訓練を積極的に行う。そして民間団体は民間団体で別個のものを作ってまたやる。こういうことなら、ほんとうに補完的な業務というふうには私はなるうと思ひますけれども、労働省としては、そういう各職場の安全管理士、衛生管理士に対しての訓練、これは職業訓練

制度とも私は関連してくると思ひますが、これは今度の法律によりますと、団体が一つの養成所、そういう研究所を作つて、そしてそういう衛生管理士、安全管理士を養成していく、こういうふうになっておるわけですが、これも、私はこれは、労働省自体が今の産業態勢の発展の段階においては、もうこういう安全責任者、衛生責任者の知識の向上をはかるための、あるいは技術の向上をはかるための、そういう養成所を全国に一つ、あるいは各ブロックに五つでも六つでも作つていく。そういう積極的な意欲が私はあつてしかるべきじゃないか、こういうふうな思ひんですが、そういうお考えはないですか。

○国務大臣(大橋武夫君)　御説は全く同感でございまして、安全についての労働行政の今後進むべき道は、まさにお示しのような方向に進むことだと思ひます。ただ現状においても、安全管理士あるいは衛生管理士に對する労働省の指導行政は行なわれておりますが、何分にも安全衛生の問題は、産業別にありまして、重点のおき方がいろいろ違いがあるわけでございまして、労働省といたしましては、現在において、人員等の関係から全般的な、一般的な指導をいたしております。しかし、個々の産業ごとに、重点的に指導していくということが必要だと思ひます。

これにつきましては、今後この業者団体に、まずそれをやらしてみよう。将来自信のついた場合は、むしろ労働省がそこまで進んでいくという時期もあるのではなからうかと思ひます。

○柳岡秋夫君　それでは、具体的な問題につきましては、また次の委員会に譲りまして、最後に私は、この中央協

会なるものが、労働省の外郭団体となつて、今後労働省官僚と申しますと皆さん方に失礼かもしれませんが、そういう方々の、何か就職先のよ

うに臨る懸念を持つわけですが、私も、私は今までの各政府機関で作られた、こういう民間団体は、往々にして、そういうような傾向を持つておりますので、懸念するわけですが、そういう点はいかがですか。

○国務大臣(大橋武夫君)　さような意識を持つて作つたわけではございません。もつぱらこの団体は、事業主の団体でありまして、その自主的な意思によつて、必要な人員の整備をお願いすべきものだと思います。労働省で、かれこれ干渉すべき事柄では断じてないと思つております。

○藤田藤太郎君　私はちょっと基本的なことを、大臣がおいでですから聞いておきたいと思ひます。

この法律案による団体、災害防止団体というものが、まあ外国の例が、三つ、四つ出ていますけれども、カナダのスタイルと大体同じようなスタイルだと私は理解をいたします。

そこで少し原則にかへつて、私は形式の上では、今労働省から説明がありました、労働省は災害に対する監督をやる、そしてこの団体はそれを指導しむる災害防止のための促進をする。私は、その形式的な流れについてはわからぬでもないのです。しかし私の懸念するのは、人を雇うという心がまえだ、使用者の心から私は始まると思ひます。この前も少し議論をしたこととがあるのですけれども、人を雇うのは、この人が社会人としてりっぱに

生活もでき、そういうだけの待遇、労働条件をしなければ、持たなければ、人を雇う資格がないというところから、労使関係が始まっているのが、私は近代国家の姿だと思ふ。日本のように安ければよからうという格好ですべてだと私は申しませんけれども、そういう関係で、労使関係が大筋としては行なわれていく。そこに私はあらゆる面の、資本に対する利潤追求というものが中心になって、災害がなかなか減らないのだから、こういうPR団体ができてくるという筋道は、こういう運動を起こさなければいかぬという筋道はわかる。しかしむしろカナダの労使関係の事態と、日本の労使関係の事態というものを、どう分析されているか。私はどうも結論から先に言つて悪いようでありませうけれども、この事業団体というものが、ここで労働大臣以下が御答弁なさるような格好で、最も有効な役割を果たすのだということであつたら、事業者から、そつぽを向かへるという答えになると私は思うのです。そうでない。この事業者が、事業団体が持つ、協会というものが持つというならば、そこには、われわれが懸念するような問題がたくさん出てくるというのが私たちの不安なんです。たとえ労働災害に対する安全衛生の監督行政をやると、こうおっしゃるわけです。私は、労働監督官が二千三百人だから、足るとか足らぬとかいう議論をしているわけじゃない。違反行為が起これないという――産業、生産の公器にならざる経営者が、それに応じての意識があつたら、四十万件や五十万件の私は違反行為は出てこないと思ふ。私はそこに根本の問題があると思ふ。

うのです。それからもう一つは、そういうことであれば、労働大臣以下がおっしゃるように、より効果を上げたいということであれば、私は、予算上を見ると一億五千万円ずつ出てくるわけでありませうけれども、そんならなんぞこの団体に最も有効な宣伝、要するに促進団体として、使用者ばかりでなしに、労働者だとか学識経験者が入つて、より有効な団体をなせお作りにならぬか。それが作れないということであらば、そういう議論が進んでくると、何か隠れみのにこの団体になるのではなにかという不安が出てくるのが私は普通の人情の流れだと、こう思ふわけがあります。そこあたりの問題が私は根本だと思ふ。労災保険から金を出す。しかし労災は、使用者だけが金を出しているのだから、この金を主として使うのだから使用者だけなのだ。私は災害防止という概念は、そんなものではないと思ふのです。むしろ使用者の認識が、私はみんなとは言いませんけれども、改めてもらいたいことは、より労働力を有効に生産に使つて、経済が發展していく、国民の生活が向上していくというところに問題の焦点があるのではないか。そういう立場から、私は、労働省はなぜこのような団体をなお作りになるときに考えをいたされなかつたか。労働省の監督行政を補強するために作るのだ。それなら、それで流れとしてはいいつばな運営をするのだという、この筋だけを聞いておつたら、そのようでありませうけれども、受け入れ態勢はどうなんだという問題になつてきたら、私が今申し上げ

たような議論にならざるを得ないのじゃないかという気がいたすのです。だから、私は、そういう点を労働省として、なぜもっと大きく、たとえば生産と消費のバランスをとる、経済が全体に繁栄していく、それには、せつかくの労働力というものを、設備が悪かつたり、または、不注意といひましようか、もう過度の労働によつて災害が起きたりするようなところの意識を、なぜ変えるという問題もおやりにならないか、そこあたりの第二点。第三番目は、私は、今のような状態であるから、二千三百人の監督官では、どうにもならないという、だからそういう業者、経営者、生産業者や人を使う方々の意識が高かつたら、二千三百人でも監督官は余るかもしれませう。私はそう思う。違反行為が出ない。その中で安全衛生の設備を拡大していくということに、大いに労働省がおやりになつて、そうして、こういう団体をお作りになつて、より促進していくということになれば、幾らかわからぬことでもない。ところが、受け入れ態勢というものに、肝心の基本問題にメスを入れないで、こういう団体をお作りになつたら、結局答えは私が前に述べに申し上げましたように、これがシビアにあなた方がおっしゃるとおりになるなら、これは事業者からそつぽを向かへる団体になります。適当なことを事業者が入つてやるようなことになればこれは隠れみのになる心配がある。そこあたりの概念を、私たちが心配になつてきておるところです。だから、そこあたりの概念を、私も先日から労働省の方から、いろいろと説明を受けて、方向だけはわかりましたから、

その根本の問題をひとつ大臣からお聞きせを願ひたいと思ふんです。そうではないと、前へ進まないんです。○国務大臣(大橋武夫君) 今、藤田委員からお述べになりました、今日の雇用関係において、事業主が労働者を雇う場合の心がまえの問題が問題だ、どう考えるかという点でございますが、これは先生もお述べになりましたこと、やはり事業主というものは、事業の経営のために労働者を必要として雇うのでございませうが、しかし相手は労働者という人でございまして、事業主が自己の経営を大事と思ひ、自分の人格を大事と思ふと同じように、労働者は、その経営に雇われることによつて自己の生活を維持し、自己の人格を守つていくということを考えておるわけなんです。これはお互いに関係の成立でなうものを頭にに入れての関係の成立でなければならぬ、かように考えておるの、常にお互い、労働関係というものは、常に労働がお互いの人格としての存在を認め合うということ、そして人格主義というものを基本にして、あらゆる労働関係を考へていかなければならぬものである、かように存するわけでございます。

進まなければならぬと思ふのでございませう。そこで現在のような段階においては、この団体を作つた場合に、労働者の利益を守り得ない、あるいはまた、労働者の利益を守ろうとすれば事業主と衝突する、どつちにしても本来の趣旨を実現することは困難ではないかという点でございますが、あるいはそういうことも言ひ得るかもしれませう。しかし私は、労使関係のこの人格主義を基礎にすべきものである、そしてこれを徹底させるということ、これはなかなか、不測の努力によつて積み上げていかなければならぬむずかしい仕事でございまして、お互いその方向に努力はすべきでございませうが、しかしそれまでの間、この安全の面において、事業主及び労働者の自主的な努力、こういうことを、そういう段階が完成するまでは、全然やらなくともいいと言ひ切るわけにもいかないんじゃないかと思ふのでございませう。したがつて、この団体は一面において事業者の意思との間に、困難な面があるうということも十分頭に置きながら、この団体を進めることによつて、労働関係の理想に一步でも近づいていく手段にもなるという面も考えられるのではないかと思ふのでございませう。

要するに労働省といたしましては、労働関係の發展ということに、誠心誠意を持つて努力をし、また、そういう考え方のもとに、この団体の運営にあたりましても、事業者及び労働者の全面的な協力を得て、この目的を達成するようにいたしたいと思つておるのであります。

最後に、労働者が団体に加入せず、事業主だけが団体の構成員になつてお

る点はどうか、なるほどこの団体の資金源は、労働災害保険の会計から出るのでございます。この会計の拠出者は事業主でございます。しかし、別の角度から申しますと、拠出されたこの資金というものは、労働者の災害のために使用されるわけなのでございまして、したがって労働災害保険の金だからといって、事業主だけで自由に使うべきものではないことを私も考えて、かようにしたわけではございません。これはあくまでも、この金の用途ということについては、労使の対等の立場というものを基礎にして、双方の気持をくみながら決定すべきものだと思うっております。ただ、一応この団体の構成員を事業主といたしましては、特別会計からの支出金以外に、この団体を維持するために経費の負担をしなければならぬ、この負担については、事業主に負担をさせるのが建前でございまして、そういった点から事業主を構成員といたしておるのであります。しかし、私どもは事柄の性質上、できれば労使双方を対等の立場に置いて構成員としてやっていきたい、こういうつもりでございまして、全く労働者を構成員に入れなかったのは負担の問題にすぎないのでございます。

○藤田藤太郎君 問題は、労働災害をなくするというところに目的があるわけですが、安全衛生上……。そのために資金が、どの立場から出されているかという点にもなるわけですが、だから日本の現状というものの中で労働保険というものの歴史的な経過——個々でやるよりか、より効果的だということ、労働保険特別会計というものができてきたわけですが、だから、単にそれ

は慈善や恩恵でなしに、労働災害をいかになくするかというところに問題の焦点があると私は思う。災害を受けた人の補償というものの、重要なウエイトがありますけれども、それよりか、災害が起らないというところに問題の焦点がある。だから特別会計から出す金は多少多くなっても私はいいと思えます。特別会計から出す金は多少多くなってもいい。しかし、働いているのは労働者なんです。経験や、実際に知っているのは労働者なんです。その労働者が、いかにしたら災害が防止できるかという基本をきめるときに、つんぼさじきに置かれて、どうして効果が上がるか。ほううておくわけにはいかないと云われるけれども、私たちはそこを言っているわけでも、何の都合が悪くて、そこに実際に働いて機械を動かして、そして生産を上げて、その代表の意見が、何でここに入らないのか。一億五千万円の金が入ってきて、そしてその金が足りないから、事業主が金を出さなければならぬから、労働者は排除しているのだ、それは私は理屈は通らないと思えます。ドイツの例を見ると、これは災害組合というのを——集團に、災害組合というのに労働者が入っていると私は思う。これは集團で二・八%の保険料から費用を出して、こういう団体を作った運動をやっておる。それからカナダにおいても、私は、そういう労働関係が整然としておれば、私は何も経験者として入ることとは、必ずしも固執することはないと思えます。基本的な母体ははっきりしておるカナダでは、二・六%を保険料から出しておる。フランスは少し形が違いますが二%、アメリカは一%出

しております。これは人間関係だと、私は思うのです。たとえばアメリカのことを言ったら、私は恐縮ですが、アメリカの労働関係というものが、どういふ人によって行なわれているかというところを、もう一度振り返ってみたいだかといふ私は思うのです。労働者調停事務局でつかうというものを、この人によって、あつせん調停が行なわれる、これに信頼をして、そして仲裁裁定に五割も六割も労働組合、労使が、仲裁裁定にゆだねていった歴史をだれが作ってきたか。それは信頼の問題から出発してきて、今そんな状態が合うかどうかという点も議論になります。また、たとえば労働大臣がいつも言われるように、最低生活の保障という最低賃金法ができました。業者協定の関係でできました。二百五十万にするのだとおっしゃいますけれども、二百五十万どころか何としても——ここで最低賃金の議論はいたそうとは思いませんけれども、今の現状はどうなんですか。むしろ賃金を押えるために、最低賃金の業者協定ができていような私は感じを持っています。国民に、そういう感じを与えているというのを自身も、そういう一つの例だと私は思うのです。

だから、そういうやはり条件のもとに、労働災害をなくするという目的的な法案ですから、これは団体にしたって、労働保険にいたしても、その目的をやはり一〇〇%効果を表わす、それにはAの条件にはAの姿ができるだらうし、Bの条件の母体には、Bの姿のものを作っていかなければ実効が上らない。だから、そういうところを探究して参りますと、使用者、事業主がそつぽを向く団体なのだ。使用者がそつぽを向かないで協力する団体になったときには、私は隠れみののような役割りになるのだ。そういう懸念を、この団体に對して持っているわけですから、ほううておくわけにはいかぬと労働大臣がおっしゃるなら、ほううておくわけにはいかぬなら、ほんとうに実効の上がるような格好でもってやる。今大臣の概念を、労働保険の金の問題もお聞きしました。要するに労働災害をなくする、補償じゃなくて労働災害をなくするということ、やめるということ、労働災害に對して補償するということの大きな柱を持ったのが、労働の特別会計の任務なんです。その任務のあとの基本的な面が欠けているという懸念を私たちは持っているわけなんです。

○委員長(加瀬完吾) 委員の異動についてお知らせいたします。

本日、村尾重雄君が委員を辞任され、その補欠として、田上松衛君が選任されました。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまお述べになりました藤田委員の御意見には、全面的に同感でございます。私も、そういうふうな考え方で進んで参りたいと、こう思っています。ただ、この法案におきます取り扱いが、御趣旨に合わないような点もあるわけでございますが、この点は、今後の労働行政のための少なくとも前進である、そうして将来は、当然先生のお述べになられたような方向へ進むべきものであるという考えのもとに、まずスタートの形として、さしあたりは産業労働界の現状から申しまして、こちらの形でいくべきではないか、こういう現実的な条件のもとに考えられていくべきであります。

したがしまして、かような姿で出発はいたしますが、すみやかに客観的な情勢の成熟いたしますよう努力をいたしまして、その上で、できるだけ早く理想的な姿にもつていきたい、かように思ふのでございます。

○藤田藤太郎君 大臣、将来努力するとおっしゃいますけれども、この法律が通れば、この法律が歩くわけでしょ。だからどういふ格好で努力を、私の言っているのは、今のなせ一番美態に触れた、百パーセント美態に触れた人の意見、公式的な権利——権利というのはいかぬけれども、なぜ聞くような形にせられないのだということ言っているのだけれども、その問題については、将来努力するとおっしゃるのだけれども、法律が通ったら、法律は歩くのであらね、これだから、そこそこあるあたりは、もうそれじゃひとつ、労災保険の金が多いとか少ないとか言っているのじゃない、有効なだけ労災保険の金を使うのは、災害を無くすという目的なんだから、そこらに文句を言っているわけではない。むしろたくさん使つてやつたらいい。私はそう言っている。その限度はむしろあります。そこらあたりの問題は、労働省として、かまへがあるのですかね。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のように、この種の事柄につきましては、労働省といたしましては三者構成の委員会を通じて、一応関係者の見解を取りまとめまして、それを基礎として法案の御審議をいただくというふうなやり方をいたして参つておるのでございます。本案につきましても、やはりそういうふうな運びでやつて参つておる

のでございます。結果的には、先生の御指摘のような点が明らかに残されております。しかしこれは現在の段階において、やはりこれで一つの立場を示しておると思ふのでございまして、私といたしましては、この法案を運用していくことによりまして、労働災害防止についての労使の協力ということ、現実には災害防止の基礎になる。この面においては、労使は区別なく手を握つて進むべきであるということが、おのずからこの法案の運用によつて、だれにも明白に認識されるであらう。その場合においては、当然こういう団体構成の問題については、再考慮される時期が到達すべきものである、こういうふうな考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 これはちょっと、私は納得できぬけれども、この次にしまして、午後一時十分に再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(加瀬完君) 本法案に対する今日の質疑はこの程度にとどめます。午後は一時十分に再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

○藤田藤太郎君 麻薬取締法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 まず、最初に、法務省の方にお尋ねをしたいと思います。今度の法律を実施しますと、罪を憎んで人を憎まずということがあるわけでありまして、私も、その段階を強化してやらなければ取り締まれないという皆さんの意見もわからぬことはいないわけですが、ただ、しかし、罰金のほうは、金さえ納めたらいいという刑罰意識というものは、そこは金さえ納めたらいいことになるわけですね。そこで、今までの「五十万円」が「五百万円」になつたわけでありまして、その五百万円というふうなところで切られたことが、どうも私にはよくわからぬのです。これはぜひ聞いておきたい。問題の事案は、七億円の金が日本から流出をしている。問題になる根拠は、むしろ日本の人たちが使われた形によつてその麻薬事業が動いているというのが今までの歴史的な姿だと思ふのです。その五百万円が罰金を切られたということの理由が私はよくわからぬのです。それはどういふ概念につながつてくるのか、これをまず先に聞きたい。

○説明員(桂正昭君) 最初に、罰金自体は五百万円でございますが、そのほかに重い体刑がついておるわけでございます。それから、次に、罰金自体につきましては五百万円ということになつておるわけでございますが、これまで現行の刑罰法規に規定されておりましたところの罰金刑についていろいろ見て参りますと、それらのパラメータを考慮いたしますと、現在あるところの刑罰法規の最高額が五百万円ということになつておるわけでございます。その最高に合わせたといひますか、そういう形になつておる次第でございます。

なお、今回常習官利犯の規定を廃止

したわけでございます。したがつて、個々の行為が別々に評価されると申しますか、そういう形になるわけでございます。それから、事実が幾つかございまして、それらの事実の数に従ひまして、五百万円の合算額、その倍数と申しますか、それまでの罰金を課することができ、かようなことになつておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 案件ごとによる合算額ということになりますと、たとえばどういふことですか。

○説明員(桂正昭君) これは法定刑の最高額でございますが、かりに二つの事実がありまして、五百万円足らず五百万円、つまり一千万円以下と、こういうふうな形になるわけ、案件がさらに数多くなつて参りますと、その合算額、かりに十だといひますと五千万円以下、かようなことになつておるわけでございます。

なお、先刻ちょっと申し落としたわけでございますが、罰金刑の關係で考へなくちゃいけないのは、罰金をかりに納付しなかつた場合の問題でございますが、その場合には労働場留置ということに相なるわけでございます。これは刑法によりまして、労働場の留置は二年以下の期間ということに制限されておるわけでございます。こうなつて参りますと、非常に多額の罰金が課せられた場合に、労働場留置の日数を換算して参るわけでございます。かりに五百万円といたしまして、それを二年の日数で割つて一日当たり幾らというふうな計算になつて参るわけ、五百万円の罰金のときにかりに二年間留置するとして、一日が六千八百円といふたような金額になるわけでございます。

○藤田藤太郎君 それでは、その麻薬という格好で十も摘発されるということとは考えられないのですか。私は、何も罪を高くしろ、こういう目的ではないわけですね。しかし、こういう違反行為の中では、たとえば一億利益があつた、五百万円さへ罰金を納めれば、少少併合罪で懲役に行つても二年くらいで事は済むのだ、私はそういう意識があるのではないかと思ふのです。私は

が、改正案によりまして、おもな犯罪について、罰金刑だけを言い渡すということができなくなるわけでございます。必ず懲役刑とともに言い渡すというところを配慮しているのも、かようなところから出ておる次第であります。

○藤田藤太郎君 今五千万円とおっしゃられたのはどういふことになるのか、ちょっと御説明を願ひたいのですが、ちょっと御説明を願ひたいのですが、申しますと、多額の、一番最高ということになるわけでございますが、懲役刑のほうで申しますと併合罪という形になります。罰金刑の加算額、合算額といひますか、それでいくわけでございます。したがつて、一つの事実では罰金の最高が五千万円でございますが、二つでは五千万円足らず五千万円で、一千万円の罰金を課することができ、かような趣旨でございます。

○藤田藤太郎君 五千万円というのは聞き違いですね、今五千万円ということをおっしゃつたようですが、聞き違いですね。

○説明員(桂正昭君) 五千万円と申しましたのは、十の事実があるという場合は五千万円掛ける十で五千万円、かような趣旨でございます。

○藤田藤太郎君 それでは、その麻薬という格好で十も摘発されるということとは考えられないのですか。私は、何も罪を高くしろ、こういう目的ではないわけですね。しかし、こういう違反行為の中では、たとえば一億利益があつた、五百万円さへ罰金を納めれば、少少併合罪で懲役に行つても二年くらいで事は済むのだ、私はそういう意識があるのではないかと思ふのです。私は

五百万円だと、そこらはそれでいいの
かどうか、法律を作るときには何を基
準に作られるのか、そこらあたりの話
をちょっと聞かしてもらいたい。

○説明員(桂正昭君)　ただいま一億二
千万円の数字が一応出たわけでござい
ますが、その一億二千万円が全部が利
益だという形にはならないんじやない
かということが言えるかと思ひます。

も……。

○藤田藤太郎君　だから、半分にして

○説明員(桂正昭君)　半分としてとい
うお説でございますが、實際上よそか
ら手に入れて、それをさらに売るとい
う形なんでございますが、それは罰金
なんでございますまして、その利益相当額
という觀念とちよつと違つじやないか
と私は思うわけなんでございますして、
五百万円の罰金をもつて最高限として
おる趣旨は先ほどから申し上げておる
とおりで、それ以上別に追加するところ
はないわけなのであります。

○藤田藤太郎君　ちよつとそこのとこ

るあたりを教えていただきたいのですが、今おっしゃったように、利益弁償的なものじゃないということですと、これは罰金の概念はどうなるんでしょうかね。そういうことになると、五百万円なんてする必要はなくなってくるんじゃないですか、そのところはどうですか。もっと安くいいんじゃないですか。

○説明員(桂正昭君) 先ほど二年間の労働場留置の関係で御説明したわけで

「ございますが、一日が六千八百円でございまして、罰金につきましては、そういうった労役場留置の面からの二つのしほりがあるわけでございます。それから、今度は罰金だけを課するわけで

はないのでありまして、別に非常に重い体刑がついている、あるいは十年、あるいは十五年といいますが、そういった体刑がついている。それをかりに先ほどの六千八百円というもので割ってみますと、おつりがくるような場合も出てくる可能性があるのではないかと考えてございまして、もし罰金だけをもちてやるという場合だと、多少直接的に利益を剝奪すると申しますか、そういった趣旨が出てくるかと思うわけでございしますが、別途体刑があつて、それによつて処罰をする、それにつけて足してと申しますか、罰金がついてくるという場合があるかと、かように思うわけでござい

ます。

○委員長(加瀬完吾) 私もそこを関連して伺いたのですが、この罰金の五百万という数字が出たことは、結局その麻薬の売買をしても、懲役その他の問題もありますけれども、そうではなくても経済的にももうからないという、そういう意味の制約をひとつ与えようというのが罰金の金額を上げた一つの理由じゃないですか。そういうこととあれば、たとえば、藤田委員の御指摘のように、五千万円ももうかつて五百万円の罰金ということでは、これはまだバランスがとれるということになるのじゃないですか。それでは五百万円に罰金を上げたという意味がなくなるのじゃないか、その間の事情をもう少し詳しく御説明いただきたい。私はこういうことのように伺つておつたのですが、その点を私も伺いたい。

○説明員(桂正昭君) 先ほども申し上げたことの繰り返しになって恐縮でございますが、一つには、現在の全体的

な法律体系の上で、麻薬があるいは最高かも知れませんが、これに匹敵するような利益を上げるような犯罪というものはいろいろあるわけでございまして、それらとの振り合いと申しますか、バランスと申しますか、そういうものが一点なんぞございまして、それから、第二点は、先ほどから申し上げておりますような労務留置を納めない場合に、そのかわりに懲役に準ずるような拘禁処分を付するわけでございしますが、その場合の最高限度は二年というふうに刑法が一応きまつてしまつておるわけであります。もし払えない場合は、先ほどから繰り返し申し上げて恐縮でございますが、一日六千八百円分が消えていくといひますか、そういう形になるわけでございまして、これがあまりにも金額が上がり過ぎますと、これは労務留置としての意味がなくなつて参るわけであります。そうすると、刑法全体の問題として、もう一度考え直さなければならぬと申しますか、そういうことになるうかと思つてございまして、そういうような問題でございまして、現在、刑法改正の問題が出ておるわけでございまして、そちらのほうで基本的な考え直さなければならぬという格好になるのじゃないかと思ひます。

それから、先ほど現物を押えた場合の例が出てきておるわけでございまして、現物そのものを押えて、それを取り上げた場合には、それに相当するものが、没収されることによる利益の剝奪というものが大きく出てくるわけでございまして、

それから、具体的な事実が、かりに

出てきたというふうな場合において、その利益金が具体的にあれば、それが没収の形になつてくるわけでございまして、それから、利益金が具体的に残つていないという形であれば、追徴といったような問題も出てくるのじゃないかと思つてございまして、そういう面でもカバーもできるのじゃないか、かように考えられるわけでござい

ます。

○藤田藤太郎君 それじゃわかりました。そうすると、こういうふうな理解してよろしうございしますか。Aという人が、四キロなら四キロ、三キロなら三キロでもいいですが、入ったことまではわかつた、それを販売して利益を上げたこともわかつた、こういうような犯罪がございしますね。こういう利

好があつて、五千万円という利好の——三千万円なら三千万円という利益を上げておつたら、それは罰金と違つて、それは罰金という形式じゃない、その金は没収する、それで足らなければ追徴金という格好で取る。だから、五百万円とか百万円というものは一つの刑としての限界なんだ、こういう理解でよろしいですか。

○説明員(桂正昭君) はあ。

○藤田藤太郎君 そんならわかりました。そうでない、私の理解の仕方では、罰金は五百万円なら五百万円を罰金で取る。そこまではいいけれども、上のほうは何の取り手もないということになつてしまふわけですから、それが利益金として、その罰金のほかに一億なら一億というものが出たら、それは取るわけですね、罰金という形式でなしに。

○説明員(桂正昭君) 譲り渡し、あるいは譲り受けと申しますか、そういう事実が具体的にばつきりして、それが裁判で認定された場合でございまして、その場合においては説のとおりになるうかと思ひます。

○藤田藤太郎君 どうもありがとうございます。

それでは、次に、厚生省にお尋ねをしたいわけですが、私は、この問題点はいろいろ皆様御協力をしていただいてやつていただくわけなんですけれども、このあとの収容期間が六カ月ということになつておるわけですが、私の間、また、調べたりする範囲では、この前もちょっと議論をいたしましたけれども、きょうはまあ最後ですからお尋ねしておきたいと思つたので、禁断症状ですが、そんな六カ月もからむしろその保護をしてあげるといふところが問題の中心点ではないか。一年たつても二年たつても、麻薬の薬を見たら飛びつくという意識——飛びつくというのはいくらと表現が大きいございまして、飛びつくという感情になるのが、もう一ぺん麻薬を経験した人の常だと、こう言つておる。ですから、そういうことを考へてみますと、事後処置というものが非常に大事ではないか。ひどい患者に対して六カ月収容していただくのはけっこうなんですけれども、その事後指導というものが、私は、生活の面からも、やっぱり働いて生活するといふ道の導きがあるでしようけれども、再び麻薬につかない、関係せぬとい

うことに導くことが大事ではないか。福岡県あたりの陳情を見ますと、最低一年はとにかく隔離してくれなきや困るということ、非常に強くあの経験者の皆さんが口をそろえておつておる。だから、一年がいいのか六カ月がいいのか、まあ私はそのところあたりこだわらないのですけれども、問題は、次に薬を飲まないという条件を作ることだ、こう思うが、その点はどうかですか。どういう工合に指導されるわけですか。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの藤田委員の御指摘のとおりだと私も考へておるわけでございまして、とにかく麻薬中毒の症状をなおして、そして一定の期間、その最長期間は六カ月というふうな私ども考へておるわけでございしますが、そのあと、とにかく再び麻薬のとりこにならないようにするといふことが非常に大事なことと考へておりました、その非常に刺激の強い期間を入院の期間においてまず抑制をしまして、そして六カ月たつた後、しかし、そういうものが完全に治癒する、気持の上からもなおるといふことは、これはただいま御指摘のように、言えないと思ひますので、結局それからあとは、社会に帰して、もう一回麻薬が再び自分の近辺で容易に手に入らないような環境の中に置くといふことが大事であらうかと思ひます。したがひまして、漫然ともの古巣に帰すといふことではなくて、できるだけ新しい職業をあっせんするなり、あるいは新しい環境に置くなりという、そういうふうなものを私どもは相談員の活動——これはもちろん県なり、あるいは麻薬取締官等もそういう

ことをやる必要がございますが、相談員のボランティアの活動を中核として、そういうふうな仕事をやっていく、そして社会には復帰させるけれども、再び麻薬が手に入らないような環境に早く定着させていく、そういうふうな方策を考えていきたい、こういうふうに思っております。

○藤田藤太郎君 私は大六月にどうもこたわったからそういう答えが出たのだと思えますけれども、大六月を想定して、早くなおる人はもっと早く出すわけですから、麻薬を一本経験した人に対しては考えなければいかぬということに、画期的にどういう工合にしていけるかという厚生省としてその答えを私は聞きたいわけですよ。で、まあこれはぐるぐる回っていけば、麻薬さえ日本の国に入らなければいいのだということになってしまいますけれども、それは今まで議論してきましたから申し上げませんけれども、問題は、そういうあの指導をたとえ何と政府や府県が委託して、指導員をこしらえてどうするか、どういふ計画でどうやるのか、特に濃厚地帯と申しましょうか、そこを中心にとりいふにやるのだということ、私は、やはりびちちとやってもらわなければ実効が上がるんじゃないか、それを聞いています。

○政府委員(牛丸義昭君) 出て参りましたあの措置といたしましては、私も考えておりますのは、麻薬相談員を設置いたしまして、これは現在、麻薬濃厚府県に予算措置として設置をすでに昨年からやっておりますけれども、そういう麻薬相談員の設置を、できる限り全府県に

も増強いたしまして、そして相談員のそういう活動によって、生活の相談なり、あるいは新しい職業のあっせんなり、そういうようなものを関係の職業安定所その他とも連絡をした上でやっていってもらう。あるいは家族につきましては、生活保護なり、生活の確保の問題がございまして、そういう相談役を相談員の活動によってとりあえずやっていくようにしたらどうだろうかというの、現在のわれわれの事後対策に対する措置でございます。

○藤田藤太郎君 相談員の制度がありますし、それでまた部分的には実効を上げておりますけれども、私は、今の現状ではとても足りないのじゃないかということをお考えますからそういう質問をしていくわけでは、私は、実効がやはり上がるようにしていただかなければ、結局これは繰り返して、一ぺんやっただ事犯を摘発して中毒患者を病院に入れた、出てきた、また中毒患者になる、また入るといふ繰り返しの悪いように、これはひとつ大臣もよくその点は力を入れていただきたいというところをお願いをしております。

それから、今度は海上保安庁の方においでになりましたら少しお聞きをしたいわけですが、海上保安庁の資料を出していただきまして、これを読ませていただきますが、予算上の問題にいたしまして、それから二まで書いてあります。取締職員を主要港に置いて水ぎわ作戦をやるといふのに、少なくとも四十八人必要なんだという要求に対してゼロでございます。それから、活動費の増額に対する予算は半額に削られた。それから、麻薬職員が連絡用に携帯無線やその他の計算で二千九百万

円要求されておりますが、これはゼロです。それから、その次には、巡視艇とか自動車とか、そういう一般の予算が、巡視艇九隻、三億一千五百万円、これがゼロ、警備用自動車十六台、一千三百万円、これがたまたの四百万円というところになっておるわけですね。これはまああなたを責めるわけではございませんけれども、大蔵大臣に来ていただいてこれは答えていただかなければならぬのですけれども、ちょうど池田内閣の閣僚として厚生大臣がおいでになりますから、今までの委員会でも、麻薬の問題については非常に論議をして、皆さん各省関係方面が協力をしていたので、方針としても緊密な連絡をとって今の時限においても具体的な努力をしていただいている。ところが、一番問題になっているのは水ぎわ作戦だということになっているわけですよ。で、税関のほうも予算要求されております。これは大蔵省なんですから、どうも予算要求に対して、増員計画につきましても、具体的なことがこの予算から見ても出てきていないわけですよ。たとえば三十七年度には七千四百七十八万円の要求に対して千六百万円、つまり四分の一しか五分の一の程度しか予算がきてないということ、出先の方に、私は、その問題というわけでありませぬけれども、まあもう少し努力をしていただきたかったという少い努力をしていただきたかったと言いたいです。その麻薬とこれ以上言いません。その麻薬とこれ以上の責任官庁は、何と申しても厚生省だと思ふ。そうすると、厚生省は水ぎわ作戦のところには今までどういう工合に取り組みの件についてお考えになってきたか。この麻薬取締

り締め全体について、厚生大臣としてはどういう責任を果たしてこられたか、私はそれが聞きたいわけですよ。海上保安庁の人にはまことに気の毒で、やろうという熱意はあるけれども、肝心なところがみんなゼロなんです。これではざるに水を入れてるような調子で、入ってくるのは自由とは言いませんけれども、ほとんどあまり抵抗なしに入ってくる。入ってきたものに對して厚生省や警察などが一生懸命にやっています。これでは幾ら繰り返しても、麻薬を予防する基本的な問題は解決はしないのじゃないか。私は資料をこの前お願いして、出していただいたのを見るとそういう答えになる。だから、厚生大臣は、こういう麻薬対策の総体的な概念をどこに置いて、そして、このようなことについてどうお考えになってきたかということをおっしゃって聞いておきたい。

○国務大臣(西村英一君) 最も重要なことでございまして、たとえば予算の要求にしても人員の要求にしても、麻薬自体を取り締まるのにどこにポイントを置いて、どうしたほうが効力があるか、こういうことに帰着するのでございまして。内閣といたしましては推進本部を作っております。閣僚懇談会もありますが、今年度の三十八年度の予算要求のときには、全然連絡をとらなかつたわけではございませんが、まず、予算概算のときには、おのやより自分のところの所管業務として、一応の概算要求をしたのでございまして、で、今おっしゃいました海上保安庁等につきましては、これは予算の面で要求は相当にやりましたけれども、あまり認められなかつた。私のほ

うから全般として口をきいたわけではございませんが、これはやはり非常に議論がございまして、つまり巡視船を増すことによってどれだけの効果をあげ得るか。もちろんそれはいいよりはあるほうがいいのはあたりまえでございます。また、船を作るにいたしまして、ほんとうの快速船を作る。海上保安庁ですと、非常な快速船を作れば今よりは防げるだろうというふうなことは思っております。しかし、一定のワタの中と申しますか、財源問題がございまして、どこに主力を注いだら一番いいのかということになるわけでございます。人員の点につきましても、これは海上保安庁は認められませんが、私も厚生省も、これはわずかな人間の増でございまして。しかし、一方、警察庁のほうで、暴力、売春と結

びついた現象の面でたくさん患者が起つてくるからということ、私は、むしろ厚生省の人間が認められなくて、警察庁の人間が認められたということについて、総体的にはいいと思う、警察庁は五百人も認められました。私のところは全部認められても百人足らず、それがわずかに三十人しか認められなかつたのですが、非常に現れてる現象面をつかまえることは、むしろ警察のほうがいいだろう。それ以上の突っ込んだことになると、警察当局よりは、厚生省のほうに麻薬に専門の方のほうがいいだろう、こういうふうな思われますから、今年度の予算の増大を見まして、人員の点は厚生省としてはまことに微々でありましたけれども、今度施設の金の面におきまし

ては、警察のほうで、暴力、売春と結びついた現象の面でたくさん患者が起つてくるからということ、私は、むしろ厚生省の人間が認められなくて、警察庁の人間が認められたということについて、総体的にはいいと思う、警察庁は五百人も認められました。私のところは全部認められても百人足らず、それがわずかに三十人しか認められなかつたのですが、非常に現れてる現象面をつかまえることは、むしろ警察のほうがいいだろう。それ以上の突っ込んだことになると、警察当局よりは、厚生省のほうに麻薬に専門の方のほうがいいだろう、こういうふうな思われますから、今年度の予算の増大を見まして、人員の点は厚生省としてはまことに微々でありましたけれども、今度施設の金の面におきまし

ては私のほうははるかに多く、三十七年度の三倍以上、六億數千萬円の金が認められた、つまり患者をどうするかという、一つの問題が起ったから、私は、人間の問題よりも、その患者をどうするかという施設のほうが先じゃないかと考えましたから、この辺で全体としてまあ落ちついたのをごいまして、海上保安庁の今後の水ぎわ作戦が大事じゃないか。それじゃ船を作ったら防げるか、こういう問題に帰着している。これはなかなか今後検討を要すると思います。しかし、海上保安庁の方々は、この麻薬と、それ以外の密輸入の問題とがありますので、それはあの麻薬のみではございませんが、おそらく希望といたしましては、巡視船をたくさん作り、しかも、快速船をたくさん作ってもらいたい、こういう御希望だろうと思われませんが、ヘロインはこっちにありますませんから、御案内のようにその水ぎわでもつてびしゃっと押えることがもし確実にできるならば、これは厚生省は金を減しても、警察庁は金を減しても、海上保安庁のほうに金をうんとつけて防がしたほうが最もいいと私は思うのをごいします。来年度の研究問題として今研究しておるのかと申されますが、実は、これは非常に複雑な犯罪でございますから、非常に困難です。海上保安庁が、かりに巡視船を作っても、やはり情報をキャッチしなければ、あれだけ多い出入りの船に対して、一こまかいことをやっておられんと思うのです。情報をどうしてつかむかということ。ことしは警察庁のほうでパンコックに一人の駐在員が認められましたが、これは私は少し足りないと思います。これは警察庁が送るにいたし

ましにも厚生省が送るにいたしました。もう、なんとか情報機関をお願いしたい。そうして、もしかりに水きわ作戦によって海上保安庁で自信があるというならば、厚生省の予算は削っても有効に海上保安庁につける、こういうようなことを考えなければならんじやないかと思ひます。内閣全体として効果をあげることを私は考えていきたい。実は、この人員の増ということは非常にきびしい今日の予算になっておりますにもかかわらず、六百三十八人、予算にいたしましたも、今までは三億の予算が三倍になりまして、十億になんなんとする予算を政府が示したのは、やはり皆さん方両院で議決し、やかましい問題でございますので、政府といたしましては相當に思い切った手をやったと思ひますが、さらに来年度予算につきましては、十分効果的な予算の方法を考慮したい、私はかように思つておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 厚生大臣が代表してお答えを願つたわけでございますが、私も、今明確に何から順番にしたらいいというはつきりした言い方はいたしませんけれども、しかし、皆さん方努力して、国内の中毒患者をないようにしたいこうという努力は実つてきたわけですから、ところが、だんだんとここで審議しておると、入口でみんなざるに水を入れたような感じになっておるといふ感じを私は受ける。これは皆さんそういうお気持ちじやないかと思うのです。ですから、今度の三十八年度の予算使用をお立てになるときに、こういう問題は、やはり密輸入をなくし、麻薬患者をなくするという方向で、やはり有効的な予算の使用というものが出

できていいんじゃないか、私はそう考
えておるわけです。大臣が、来年度まで
にはそういう方向をひとつはっきりし
て、重点的に予算を使いたいという決
意を申し述べられましたから、私はそ
れを了といたします。了といたします
が、その点はぜひひとつやっていただ
きたい。

そこで、海上保安庁の方または税関
の方に、今ここへお出し願ったこの資
料で、大体今まで入ってきたその麻薬
密輸をどの程度まで防げるか、一応ど
の程度防ぐということでの案を立て
ておられたことだと私は思う。私も福
岡に参りまして、情報のあつた船に乗
り込んで行ったところが、人が足らな
いということもなかつたという苦心
談、海上保安庁の人や警察に応援して
もらつてやつたが、どうにもならな
かつたという話があつたが、非常に深
刻なんですよ。ですから、海上保安庁
と税関から説明を聞きたい。

○説明員(井上文治君) どうも昨年の
予算につきましては、われわれの努力も
足りませんが、御期待に添ひ得なかつ
たのは残念に思つております。ただい
まのお話でございますが、われわれと
しましては、水ぎわ作戦を強力にやる
ためには、まずやはり情報が第一であ
る。これにつきましては、他の関係機
関とも連絡をとりまして、情報を密に
やるということともに、最小限度の
情報関係、麻薬の専従職員というもの
は、やはりどうしてもほしいという考
えでございます。それは、われわれの
ほうの担当いたしております海事関係
の関係者——船員とか港湾業務者と
か、そういうところに対する情報網と
いうものをやはりほしいという考えを

持っております。それと、船艇がなければ十分な立ち入り検査もやはりできない、最小限度の船艇はほしい、それによりまして客疑船をできるだけしらみつぶしにやっていく。これはある意味で防犯という点にもなると思いますが、そういった点で何とか来年度はもう少し強力に皆様の御協力もお願いいたしましてやっていきたいというふうに考えております。それでどのくらいの効果があるかというのは、ちょっと非常にむずかしい問題でございますが、少なくとも専従艇と専従職員があれば、相当効果を上げ得るといふふうに考えております。少なくとも、現在の人員におきましても、われわれとしましては、できるだけ船と人とそちらのほうにさきまして、すでに相当の立ち入り検査等もやっております。しかし、現状では、非常多くの船に對しまして徹底的に全部やるといふ状況には至っておりません。来年度には何とか最小限度の人間と船艇を得てやりたいというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 税関の人にさっき言ったようなことを……。

○説明員(丸山幸一君) 税関関係についてお答えいたします。税関におきましても、やはり情報のカヤツチというところが最大の眼目でやっております。本年につきましては、すでに沖繩航路及び香港航路につきましては、捜査員を警乗させて、そして情報のカヤツチする、あるいは現行犯をつかまえるというようなことを本年度予算で考えております。まだ実施に移っておりませんけれども、大体七月あたりから実施したい。さらに、来年度は、大蔵省は大蔵省としてのい

わゆる情報のキャッチの仕方というものを考えて、要注意地域には駐在官等を派遣したいと考えております。

なお、その他、水きわ作戦につきましても、人員を重点的に使って、こういった要注意船について船内検査を実施するということを考えております。税関につきましても、大体港内が活躍場所となりますので、大きな船等はもちろん必要でないわけでございますが、すでに税関も八十数隻の船を持っておりますが、これは中にはだいぶ耐用年数のきたようなものもございますので、こういったものを逐次新造船に切りかえる。来年度はもう少し機動力もふやしていきたい、こういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君　まあこの前の議論のときに、まず情報というものが第一の問題。それで、情報のあった船、まあ飛行機もむろんのことですけれども、情報のあったもの。その次には、たとえば香港とかフィリピンとかタイとかという要注意国ですか、そういうところからくるものを第二の問題にするということにして、いつもリストをあけてやっているというお話があったのです。だから、そういう面からいって、今の海上保安庁のここに要求して出された予算でいくと、大体要注意港または国から入ってくる船については、一応これはこれだけの体制ができれば取り調べは可能だという格好でお

これでは海上保安庁としてやろうとしてもやれないのじゃないかということを書きしたと同じです。そういうお互いの出発の力といいますか、そのアンバランスがこういう方面からきても、あるいは情報を一方はとって、一方はとっておらなかった、その情報に危惧を持つ、いろいろな問題が起こってくると思うのです。おそろくどんな緻密な計画をしても、これが完全に今の場合日本に入ってくるのを、水ぎわ作戦と言っておられますけれども、水ぎわで食いとめることができるかというと、私はなかなか困難だと思うのです。先般これらの問題が問題になりましたが、これは水ぎわで完全に防げるけれども、飛行機ではどうもこうもしようがない。今日飛行機の問題は出てお

りませぬけれども、これは早晩この問題も必ず起こってくると思うのです。人権問題その他もありまして、飛行機で入ってくる場合に、とことんまでからだを調べるといふことは、これはできない。何トンもあるというようなものではない。こういう非常な弊害があるとは私は思う。そういう場合に、今のあり方で万全であるかどうか。それとも私が心配しておるように、所管をどこというところではありませんが、一つの系統立った一本の指令によって完全に掌握できるような組織が必要じゃないか、こういう点について、ひとつ各省の忌憚のない御意見を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの阿具根先生の御質問でございますが、麻薬取り締まりに關しまして私どもが経験いたします限り、これは非常に各方面に分かれておりますし、仕事の上でお互いに張り合うといふことは、これはもちろんあるわけでございます。過去において完全に緊密な連携をとってやうかと言われますと、私どもも大いに反省しなければならぬ点があるわけでございますが、しかし、そういう過去のいろいろな経験を積み重ねまして、現在私ども各省を通じてやっておりますのは、結局こういう犯罪捜査といふことは、地方検察庁が最後は中心になるわけでございますので、各地検がほとんど各横濱なら横濱地区、兵庫なら兵庫地区といふふうに、その地検を中心にして連絡をとっているわけでございまして、これは事件があるときには、もちろんその事件について連絡をとりませんが、事件がなくて、毎月そういうふうな連絡会議を開

いております。そういうふうなことで、少なくとも麻薬に關しましては、現在、私は、そういう点は各省非常に緊密な連携をとってやっていると信じておるわけでございます。しかし、もちろんこれ以上いろいろと情報収集なり、そういう点でお互いに特殊な情報網もございまして、一つの情報がある場合に必ず連絡されるかといふようなことになりまして、それは場合によつてはできないこともあるかと思ひますが、今後とも私どもは、各関係官庁が対策本部を中心に連絡をやっております。地方においては、それぞれそういう一線の段階において、地検を中心に緊密な連携をとっている、こういうやり方は非常に理想的かどうかは知りませんが、仕事の実際に即しておるやり方ではないかといふふうに、少なくとも私ども麻薬取締官の活動を通じて、そういう印象を持つておるわけでございます。

○政府委員(大津英男君) ただいま業務局長からお話ございましたが、一面、一つの機関だけでなくして、いろいろな機関でやうていくといふことからいふ手がかかりが得られるといふ点もあると思ひますが、御指摘のやうに、完全に緊密な連絡が保てなかつたといふことが必ずしも皆無ではないと思ひわけでございます。警察といひましては、全国におりまする警察官が一番末端にあつて情報を入手し、いろいろ調査の探知もします。また、海外におきましても、先ほどお話をいたしましたような駐在官からの情報の問題もありまして、さらにIC P O、国際刑事警察と申しますか、こ

ういう面からの情報あるいは連絡といふようなものもございするし、こういうもの、やはり一応事務局のやうなことを警察庁がやっておるといふやうなこともございするもので、そういう関係で、少なくとも各府県の中でも、場合によつては一つの事案について必ずしも競合しないことはないと思ひますが、そういう点につきましては、少なくとも麻薬捜査に關します限り、調整をとつてやうていくという状態になつております。また、厚生省麻薬取締官と警察官との麻薬の犯罪捜査に關しましては、協定事項もできておるといふやうなことで、この協定のもとにお互いに努力し合つていく、こういう形でございします。その他たゞいまお話をございましたやうなことも私どもも十分に注意をいたしまして、相互の緊密な協力で、麻薬対策について完全にやまちないようになつて、さらにやうていきたいと思ひております。

○説明員(丸山幸一君) 大蔵省といたしましても、現在の税関は、いわゆる逮捕権限がないわけでございまして、麻薬事件と申しますのは、大体逮捕事件になる。したがつて税関におきまして情報なり何なりキャッチした場合には、必ず司法当局と連絡の上、それぞれ共同でこれを行なうといふことになつております。また、私の聞いております範囲では、第一線において非常にこの間の連絡が密にいつていて聞いております。また御趣旨の点もございするもので、今後中央、地方を通じて、なお一そう緊密化をはかりたいと思ひております。

○説明員(井上文治君) 今皆さんからお話がありましたやうに、われわれも地方のほうには、関係機関と連絡を密にとつてやれといふことを指令いたしてあります。密接な連絡があれば現在の体制で差しかねないのではないかと申すは、先ほど藤田先生が私の言ひ足りないことを御指摘になりましたが、実際、非常に重要な情報によりまして、ときには、われわれの力の足らないところはほかの機関の応援を頼んでやうております。また、情報によりまして追尾しなげなならないという事態では、やはりわれわれでなければできない任務だと思つております。

○説明員(桂正昭君) 麻薬取り締まりに當たる検査の役割につきましては、前に藤田委員から御要求があつて、書面としてお出ししたわけでございします。そのほか、第一線における検察庁の役割と申しますのは、先ほど厚生省のほうからお話のあつたやうなことでございします。私どもも考えますに、第一線の触手は、いろいろな触手と申しますか、アンテナと申しますか、これはいろいろな方面からいろいろな角度でやうていくことが最も広範な角度で情報をキャッチできるわけでございまして、そういうふうな角度で、それぞれの機関がそれぞれの特性を生かしてやうていくことが非常に大事かと思ひます。それで、従来、確かに若干の摩擦と申しますか、そういうものがあつたやうでございしますが、最近私どもが見ておりますと、非常にその間の連絡が密になつてきたのではないかと、かように思ふわけでございまして、さらに一そうこうした緊密な連絡によつて御要望に沿つていくことが大事ではなからうか、かように考えます。

○阿具根登君 お答えはそういうやうな答えしかできないだらうと思ひながら私は質問したのです。それではもう一つ御質問申し上げますが、それだけ緊密な連絡をとつてやうておられれば、しかも、これだけ世論がやましているときに、名古屋で麻薬患者が一人もおらないやうな情報、いなくなつたといふ情報、これはどういふ原因か。密輸した人がおらないやうになつたといふならわかります。ところが、患者が一人もおらないやうになつた。そして最近これはまあ警察当局の努力のおかげでしょうが、鳥取県ですか。どこかで、覚醒剤を山の中で大量に作つておつたのが摘獲された、こういうことがあつたわけですね。結局、結果論になりますからやむを得ぬのですけれども、こちらが一つの体制を整えれば、向こうは、より体制を固めてきていく。こちらが追うほうですから、確かにそうなるのはいたし方ないとしても、それにしても新聞が伝えているところが正しいとするならば、今日までずっとマークされておつたはずで、そういう人たちが行方不明になつてしまつた、病院がからになつてしまつた、一体こういうことが考えられるか、何か不備がなければそんなことは考えられぬと思ふ。私は、一人か二人の人が何がしかの麻薬を持つてゐるのはなかなか発見するのに困難だと思ひます。ですが、病院の中があらきになつてしまつて、病院が失業状態になるのがわからなかつたといふのはわからない。どういふところに原因があつたのか。各省がそれだけ密接な連絡をとつてやうておられるならば、おそらく情報網といふものは私は相違ないと思ひます。

と思うのです。それが何でそんなに
わからないうようになっていたのか。ま
た、山の中で覚醒剤を作っていたの
が、そこまで大がかりに製品が出てく
るようになってやるとそれがわかった
のはなぜなのか。どこが不備だからそ
んなことになったのか、そういう点を
ひとつどなたか御説明願います。

○政府委員(牛丸義賢) 数日前に某
日刊紙に、麻薬の中毒患者が非常に
なくなつたという記事が出て
おつたわけでありすが、ちょっとあ
の記事は、私も少なくとも承知い
たします。私どもが少なくとも承知い
たします。最近の入院、退院の実例を
言ひまして、一月、二月等におきま
しても、四十三名なり三十名というよ
うに、毎月入院はあるわけではござい
ます。もちろん退院もあるわけではござ
います。現在の制度では、これは自分
の意思によつて入院をしているわけ
でございまして、おそろくあの記事
は、この東京近郊の総武病院等の麻薬
の専門の病院の状況を報道されたので
はないかというふうに推察しているわ
けでございまして、中毒患者が全然影
を没したというのは少し言い過ぎで
ございまして、しかし、少なくとも昨
年の八月に、ああいふ横濱で中毒患者
が町にあふれて、一時的な現象として
出て来た、そういうふうな現象とは非
常に違つた一つの現象を示している。
これは、これからあと多少私の推測に
なるわけでありすが、強制収容な
り、新しい麻薬の取締法が改正される
ということ、多少警戒きみになって
いるということは事実でございまして。
しかし、患者は依然として全国的にも
入院患者がございまして、限院の患者

もそういう例があるわけではござい
ます。全然影を没したというふうな、
そういう現象とは、多少報道の内容と
は違つたと思ひます。

○阿具根登君 覚醒剤の大量生産は、
○政府委員(大津英男) 新聞に出て
おりましたように、兵庫県におきま
して、去る六月の十日、兵庫県と広島
県、島根県境にまたがるところに麻
薬の密造所があることをいぶん前か
ら内偵、捜査を進めておつたわけ
でございまして、これを検挙をいたし
まして、約十キログラムの覚醒剤の押収を
いたしておるというふうな状況でござ
います。最近の傾向をいたしまして、
麻薬や覚醒剤に關しましては、昭和二
十一年当時、非常にはなほだしいし
うけつてきつめたような状況があつ
て、その後全国的に非常に取締まり
もいたしたようなせいもございまし
て、下火になつて参つたわけではござ
いまして、またこの数年の間、少しづ
つ覚醒剤の使用事犯、あるいはその密
売というふうなもの、件数がだんだん
えてきておるというふうな状況も見
られておつたわけではございまして、
暴力団関係者等がこういう密売、密
造ということに關係をしておるという
事案が出て参つて、御指摘のような
取締まりが行なわれたということでは
ございまして。

○阿具根登君 最後に、一つ質問いた
しますが、今度の一部改正で、非常に
罰金も刑もひどくなつたのですが、三
十六年の裁判の結果が出ておりますか
ら、これをちょっと見てみますと、裁
判の結果です。そこで私が結果
を云々と言つたわけじゃない。しかし、
十万円以上の刑が一人です。五万円以
上の刑が一人です。一万元以上が四人、
五千元以上が一人、こんな軽いこと
でいいだろうか。内容がわかりません
から、私は内容の問題で刑がいい悪いと
言つてはいるわけじゃないんですが、た
とい五百万円にしても、こういうこと
だったら私は何にもならぬと思つて
す。これだけの麻薬を扱つておつて
十万円が一人、こうなんですね。たと
え懲役だつて十年以下は一人です。で
ほとんどが六ヶ月以上二年までが大部
分です。そうすると、そういう感覚であ
るとするならば、いかに法律で罰を
上げて、結果は同じことじゃないか。
私は、最高の刑をいつの場合でも裁判
官が打ちなさいと、そういう意味で
言つておるわけじゃないんです。そ
ういう意味で言つておるわけじゃない。
特に麻薬關係を見ますと、この密
輸の大元締めはほとんど第三國人で
す。そして刑がどのくらいだ。逆
に、日本人がよその國でこういうこと
をやつたならばどのくらいの刑を受け
るか。私は思ふんです。そうすると、
いかにここで刑罰を重くしても、結果
は同じことじゃないか。わずか六ヶ月
以上じゃないか。五万円以下じゃない
か。麻薬を密売をやつて五万円とか何
とかいふたら、それは笑ひものでは
す。どうお考えになりますか。ひとつ
これは大臣にお答えを願つておきま
しょう。

○國務大臣(西村英一) 現行の法律
はそうなつておりましたので、それで
はいかぬだらうということ。今度刑を
重くしたのでございまして。今までの考
え方が、まあ國會の考え方と申しま
すか、そういうような法律になつてお
りましたので、その最高がそんなに低い

ものですか、その刑によつて最高が
きまつていますから、それによつて
ずつと刑が軽くなつておつた。それ
じゃあいかぬだらうということ。今
度は実際に最高を無期までやつたん
です。無期じゃ軽いじゃないか、死刑に
しろという議論も法制の審議中にはあ
りました。しかし、それもいろいろ討
論の末、まず無期という、有刑にして
も最高の有刑、罰金刑にしても最高の
罰金刑ということになりましたので、
あとの實際の処刑の問題は、これは裁
判官がやることで、私たちがとかく
口を出すことじゃないかと思ひます
が、これによりまして十分な取締
まりの効果ということもあつたので
はないかと、かように期待をいたして
おるものでございまして。

○阿具根登君 私の当初申し上げてお
りますように、裁判官がやられたのに
三権分立の日本では私たちがそれに
こつたことではできないのです。しか
し、刑が低かつたとするならば、ほと
んど人はこの最高刑にしておるはず
なんです。私の考え方からいへば、わ
れらの今までの法律が悪かつたとい
うなら、おそろく今の物価の問題から
いへば、ヘロインその他の価格からい
へば、最高刑にこれを打たれるのがあ
りまへば、なかるうかと思ふのです。
そうしてそれがないうことになると
なれば、いかにこれをあげても私は何
にもならぬのじゃないかと思ひます。
それは考えられぬでしょう。私は、い
かに刑が下であつても、しかし、一般
の犯罪から見てこゝまではやれるとい
うなら、そういう世相が現れておるな
らば、私らの考え方と違ふか
もしれない。そうするならば、私たち

がこゝでどんなに法律を審議しても
何にもならぬじゃないか。どんな高い
刑罰を打つても、結果は同じじゃない
かという気がするわけなんです。裁判
が悪いとかいいとかいふ問題じゃない
のです。感覚なんです。それで、私の
しろとの考え方から言ふならば、今
ぶんに十万円なんていうなら、これは
この種の犯罪に入つては、そうするな
ら、ほとんど十万円ぐらゐの罰金にな
つておれば、これは刑が低いのだと、お
まへたちがあまり法律を低くして
からこれ以上打てぬじゃないかとい
うことは言へます。ところが、まだ十
万円に達しておるのたつた一名なん
です。そうしてわれわれがこんなに心
配して法律を作つておるものにはまだ
世の中にそれだけ受け入れられない。
われわれだけがから回して、審議し
ておればせぬかという心配を私は持
つておるんです。大臣のように、十
万円に達したら、今度は三百万、四
百万が出てくるというふうな簡単に
切ればそれは問題はない。私はそ
ういふ問題を言つておるのじゃない。
そういう点を私たちはこれだけこの
刑を重くしなさい。そうしなければ
とて、真剣に審議しておるのです。
しかし、實際問題から出てきた計
数をみましますと、あまりにも私
たちの考え方と差がありはしない
か、それならわれわれだけがあ
いふ心配をしておるのじゃないか
らうか、こう思ふわけなんです。その
点答へにくいかもしれないが、どう
ですか。私も率直に申し上げてい
ますから、どなたが率直にひとつお

を願います。

○国務大臣(西村英一君) 私もしろうとですが、最近、これは申し上げていいのかわかりませんが、やはり非常に世論がやかましく、また、日本としても麻薬摘収という問題が重要な問題になりましたので、今の法律でも、見ておきますと、多少量刑が何かひどくなっているような気もいたすのでございます。もし今回の法律が改正になりまして、これはおそろく適当な量刑になるうかと、私は個人的にはそう考えておる次第でございます。法務省の方から来ておるから、実際の量刑はそのほうからお答えしたほうがいいかと思ひます。

○説明員(桂正昭君) ただいま御指摘の、私たちのほうから提出いたしましたおりの表の關係でございますが、こゝで懲役と書いてありますのは、懲役刑のやつ、あるいは懲役と罰金刑と併科となつた分でございます。罰金と書いてありますのは、罰金刑だけについての言い渡しがあつた分でございますが、麻薬取締法にいろいろ罰則はあつたわけでございますが、その中には、実質犯と俗に申しまして、輸入あるいは譲り渡し、譲り受け、所持、施用、こういったたぐいのもののほかに、あるいは届け出の違反だとか帳簿の記載の問題とか、こういった形式犯が多数ございますわけでございます。そういうふうな關係で、それらにつきましてこうした罰金の状態となつて現われてゐると申しますか、そういうことになつております。そこで、さらにこれらにいたしたいのは、たとえば懲役のほうで十年以下の三十五年から始まつて一件ずつ出ている、あるいは七年

以下に分が次第にふえてゐる、あるいは五年以下の分も同じようになつてゐるといいますか、全体としてごらんいただきまして、刑は次第に重くなつて参つております。これは現行法のもとにおいても、檢察官のほうも次第に求刑を引き上げる、そうしてその求刑が維持せられるように種々の努力をやつて参る。さらに一審の判決で刑が軽いと思はれるときには、これを控訴して、さらに詳細なデータを出して、まして裁判所の判決を仰ぐ、かような努力を続けて参つたわけでございます。ところで、今回法定刑の引き上げがございまして、それに従つて、當然、檢察官のほうの求刑基準も上がるわけでございます。それから、法律が改正になつて法定刑が上がつたということ、は、當然にまた裁判所のほうでもお考えいただく、かようなことにならうと思つたわけでございます。したがつて、今回の法定刑の加重によつて、刑自体もさらに上がつて参ることにならうかと、かように存するわけでございます。

○委員長(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員(加瀬完君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

めします。

これより採決に入ります。麻薬取締法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(加瀬完君) 総員挙手でございまして、本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○高野一夫君 この際、麻薬取締法等の一部を改正する法律案に対して、私は、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出したいと思ひます。

附帯決議

政府は、麻薬の悪用に対して、更に強力なる総合的対策を推進してその根絶を図るべきであるが、特に次の諸点について実効を期すべきである。

一、悪質違反者に罰則を適用する場合、厳罰主義をもつて処断することにより、一罰百戒の実を挙げることにより、政府は更に刑罰の強化を考慮すること。

一、麻薬取締に關係する各種行政機関は、常に緊密なる連繫のもとに、麻薬取締専従者を大幅に増員し、所要経費の増額を考慮して取締体制を確立し、総合的且つ強力なる取締りを推進すること。

一、麻薬犯罪の根源である麻薬の密輸入を封圧するため、情報交換及び取締りについで、国際的連絡を一層緊密にすること。

一、麻薬の密売組織の壊滅を図るとともに、麻薬中毒者等の不正使用

事犯及びこれの資金源となつてい

る各種関連犯罪に対する取締りを、更に強化徹底すること。

一、麻薬の不正使用による被害が、悪質犯罪の累増をきたし、著しく国民の心身に害悪を及ぼすのみならず国際上、人道上の罪惡であることを、広く国民に周知徹底させ、怖るべき実情についての認識を高めるよう図るとともに、取締りに対しても協力体制を確立すること。

右決議する。

では簡単に、一つ一つではなくて、總論的に附帯決議の趣旨を御説明いたします。

先ほど来の質疑応答ですてに御承知のとおり、この麻薬取締りに關連する役所が、厚生省、法務省、自治省、その他公安委員会、大蔵省、運輸省、総理府、国民の啓蒙のために文部省、いろいろの所管がございまして、この關係をますます密接にされて、効果ある取締りが行なわれるようにしていただきたい。なお、予算のことに關係するわけでございますが、次年度以降におきましては、麻薬關係の専従者、麻薬取締官、麻薬取締員、麻薬關係の警察官、検事、海上保安庁關係、港灣、空港を含めての税關關係、広報關係、麻薬指導員、あるいは海外駐在員等の増加をはかつて、効果ある取締まりが行なわれるようにしていただきたい。さらに、密輸による犯罪でございますから、その密輸を防ぐ意味においては、どうしても国際的な警察關係、あるいは麻薬關係の連係が必要でございますから、海外駐在員の増加も必要でありますけれども、特に關係各國との警察官、取締官、情報交換、あるいは連係の必要を特に痛感いたします。

その点に政府は一つの考慮を払つていただきたい。さらに、国民に対して、国民が案外に麻薬のおそろべき実態を知つておりませんから、いかにこれがおそろべき問題であつて、日本の民族の将来を誤るものであるかといふことの啓蒙をしなければならぬ。文部省、厚生省、法務省各關係者は、こゝでそういう国民に対する啓蒙運動をしていただきたい、こういう趣旨からいただいた決議案を提案したわけでありまして、

○委員(加瀬完君) ただいま提出された附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(加瀬完君) 挙手総員と認めます。よつて高野委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、本附帯決議について厚生大臣の御所見をお述べ願ひます。

○国務大臣(西村英一君) ただいまの附帯決議の趣旨は、十分政府といたしましては尊重いたしまして、十分善処をいたしたいと考えております。

○委員(加瀬完君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(加瀬完君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員(加瀬完君) 長期間にわた

まして、ふつつかな委員長をお助け
いただきまして、ありがとうございます。
た。明日交代をすることになりました。
いろいろの御迷惑をおかけいたしまし
た点をおわびいたしますとともに、お
世話になりました点、厚く御礼を申し
上げます。ありがとうございます。
(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十九分散会

昭和三十八年六月十九日印刷

昭和三十八年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局